

平成24年度 東京都税制調査会  
第5回小委員会 議事録

日 時 平成24年10月22日 (月)

場 所 都庁第一本庁舎 33階北側N6会議室

平成24年度 東京都税制調査会第5回小委員会

平成24年10月22日（月）9：45～11：19  
都庁第一本庁舎 33階北側N6会議室

【小委員長】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまから「平成24年度東京都税制調査会第5回小委員会」を開催させていただきます。

それでは、本日のテーマの審議に入ります。

本日は、前回の第4回小委員会でいただいた御意見を踏まえて、中間報告の案文を用意しております。これについて御議論いただきたいと思います。

まず、事務局から案文について説明をお願いします。

【税制調査課長】 それでは、資料「平成24年度東京都税制調査会中間報告（案）」を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。構成は前回から変更ありませんが、1～2ページに「はじめに」、また本文の最後に「参考資料」を追加しております。

続きまして、中間報告（案）本文の説明をさせていただきます。

主に前回の10月1日の小委員会でいただいた御意見、御指摘を受けて変更した点を中心に御説明させていただきます。

最初に、「はじめに」でございますが、今回、案文として新規に加えたところでございます。

3ページ、一番下のパラグラフですが、「分権は時代の要請である」という表現をここからは移動させまして、こちらのパラグラフを追加いたしました。

4ページ、上から2行目ですが、受益と負担の関係が誰にとってのものなのか不明確ということでしたので、「住民にとって」を追加いたしました。

4行目は、無駄が生じやすいと書いてありましたが、少しきついということでしたので、「歳出削減のインセンティブが働きにくい」としております。

3つ目のパラグラフで、前回お示した骨子では暫定措置につきまして、この節の最後に目立つ形で入っていたのですが、流れに合わない、違和感があるという御意見をいただきました。しかし、最初のところで触れておいたほうがよいということでしたので、順番を変えて真ん中に持ってきたということです。

また、廃止すべきと書いてしまうと、地方分権の推進の目的が暫定措置の廃止ととられかねないということで、「分権の流れに逆行している」で止めてございます。

「分権は時代の要請」についても御意見いただいているのですが、昨年度答申にもありますので、表現としては残しますけれども、ここに続けて入れることにいたしました。

次のパラグラフですが、3行目、ここも受益と負担の関係を丁寧に説明すべきという御意見がございましたので、「住民が受ける公共サービスについての受益と負担」としました。

5ページの一番下の二つのパラグラフですが、骨子のときには、税負担の公平性や課税の適正化、行政改革、社会保障制度の改革が少し混乱して書かれていましたので、このように整理いたしました。

6ページの「(1) 少子・高齢化、人口減少社会への対応」でございますが、こちらは我が国の人口だけでなく、東京都の人口についても記載すべきとの御意見をいただきましたので、4つ目のポツに追加しました。それに伴いまして、その直前で我が国の人口を説明しているのですが、東京都の人口の説明と流れが同じになるように、説明の仕方を少し修正いたしました。

その下のパラグラフには、20～64歳の支え手何人で高齢者1人を支えるかという具体的な数字を入れまし

た。

7ページの上から3行目、こちらは「社会保険料負担の公平性」を追加いたしました。

また、ここに一つ関連性の弱いパラグラフが入っていて読みにくかったものですから、それを削除いたしました。代わりに2つ目のパラグラフの下から2行目で、税制だけだったものを「税制度や社会保障制度を構築していく必要がある」とまとめさせていただきました。

そのページの「(2) 格差拡大、貧困問題への対応」のところですが、格差と貧困の問題は違うということですので、見出しを「格差拡大、貧困問題への対応」といたしました。

相対的貧困率は貧困よりも格差の話になりますので、一番下のパラグラフの一番上に「相対的貧困率も上昇傾向にあるが」と入れました。

8ページ、2つ目のポツについて、骨子では、非正規雇用が急増しているとしておりましたが、正確ではございませんでしたので、この表現に修正させていただきました。

上から4つ目のポツにつきましては、表現があいまいとの御指摘がございましたので、「世代内の格差の拡大」と「世代間の資産格差」といたしました。

同じページの下から2つ目のポツの最後の辺りですが、金融所得課税だけではなく、固定資産税を含めて資産課税のあり方も検討すべきという御意見がありましたので、加えたところです。

9ページは線を引いておりませんが、スウェーデンのことを書いておりましたが、こちらは分科会で検討していく課題でもありますので、今回は削除させていただきました。

11ページ、3つ目のポツの最後の行、位置づけられると書いてあったのですが、それでは評価しているように見えるということで、「位置づけられている」といたしました。

15ページ、上から4つ目のポツ、現物給付についての説明を追加いたしました。

下から2つ目のポツの最後の行は、自由に使えると書いておりましたが、さすがにそれはということで「柔軟に使える」と修正いたしました。

16ページの2行目、こちらは御意見ございましたので、「説明責任を果たしていくこと」を追加いたしました。

同じページの景気条項の2つ目のパラグラフで、景気好転を前提にするとともにとあったのですが、これは余りにきつすぎるのではないかという御意見がありましたので、「経済状況の好転を」といたしました。

同じパラグラフで、取組を進めること「も」とあったのですが、取組を進めること「が」特に必要と変えました。

17ページ、ここは低所得者への配慮ですけれども、前回の小委員会でも逆進性について少し御議論がありました。昨年度答申には記載してあったのですが、逆進性についての二つの意見は両方とも削除することにしまして、「低所得者に何らかの配慮が必要である」という皆様が一致できる場所のみ記述することにいたしました。

その二つ下のパラグラフですが、軽減税率についての記述が厚く、給付付き税額控除の記述が薄い印象になっておりましたので、給付付き税額控除の詳しい説明などを付け加えました。

18ページの3つ目のポツ、経済センサス導入のための準備が行われているということですので、この表現を加えました。

19ページの一番上の行ですが、地方消費税は、国税である消費税と合わせて国が賦課徴収しているということで御質問がありましたが、地方税法で、国が当分の間、都道府県にかわって賦課徴収すると書いておりますので、そのまま使うことにしました。

19ページの上から4行目のところ、「地方消費税について、当分の間、国が賦課徴収することとされているのは」ということで、少し修正いたしました。骨子では委任という言葉を使っていたのですが、税法に沿った表

現にいたしました。

20ページ、2行目に公共サービスの受益と対価としてあったのですが、ここは御意見いただきましたので、「法人の事業活動と行政サービスとの幅広い受益関係に着目した税」とさせていただきます。

4つ目のポツの最後のところに、法人二税は地方自治体の基幹税の一つとして維持すべきということを書くにあたって、前段で国際競争力の話をしなければならないということでしたので、このページの3つ目と4つ目のポツの前半の部分を追加いたしました。

次のパラグラフですけれども、「中小法人の負担に引き続き配慮しつつ」という表現につきましては、23年度答申でも同じ表現を使っている事情がございますので、ここはままとさせていただきますと存じます。

21ページ、真ん中あたりですが、前は「独自の累進税率を適用し」とあったのですが、「独自の税率構造を適用」と修正いたしました。

23ページ、4つ目のポツ、ここは表現が余り適当ではなかったもので、わかりやすいように書き改めました。その下のパラグラフには、東京の特徴について第一部の人口の辺りで書いたことを少し足しております。

24ページ、下から2つ目のパラグラフですが、骨子では、算出根拠を明らかにして制度自体の公平性、透明性を高めていくべきとなっておりますが、議事録なども確認いたしまして、表現を正確にし、「算定の透明性を高めていくべき」と修正いたしました。

25ページの一番下のポツですが、骨子におきましては、税源涵養の意欲を削ぐとなっております、よく言われるけれども、そう単純ではないという御意見をいただいておりますので、少し柔らかく、「税源涵養インセンティブの機能も果たしていることに留意すべき」と修正いたしました。

27ページ一番上の行、地方自治体間における経済格差の縮小を図ると書いてあったのですが、ここは書き過ぎということで、経済格差そのものの縮小を図るといたしました。

同じページですが、一番下のポツで暫定措置について、地方税としての性格が失われてしまうと書いておまして、前回、今は国税になっているという御意見がございました。そこで表現を少し直しまして、「課税権との対応関係が崩れているため、地方税としての性格が失われてしまっている」に修正いたしました。

28ページ「(6) 地方譲与税の譲与制限」のところでは、地方譲与税は、本来地方税であるということと、譲与税の趣旨を下から2つ目のポツで追加しまして、またこの措置は、譲与税が地方交付税の基準財政収入額に算入されることになったことに伴い導入されたものであるということで、交付税制度の平準化機能があるにもかかわらず、それに追加で二重に財政調整を行うもので不公平であるということをごちらに書きました。

「Ⅲ その他の検討事項」でございます。

35ページ、表現は変えておりませんが、パラグラフの順番を変更しております。骨子では、空き家対策、木密不燃化10年プロジェクトについて、不燃化について、となっておりますが、空き家対策も事業局の木密地域不燃化10年プロジェクトのもとで進めていくこととされておりますので、最初にこのページの1つ目のポツで、木密地域不燃化10年プロジェクトのことを記載し、その後に住宅の不燃化、空き家について書いております。

36ページの6行目、負担増については慎重な検討という表現に関して御意見を頂戴いたしましたが、ここは現下の経済状況を考慮し、また、総会の場合には、特別委員の方々から、負担増については否定的な御意見もいただいておりますので、ままとさせていただきますと存じます。

また、不燃化、空き家の部分に関しましては、当局も事業局も最近の議会で答弁なども行っており、今後、若干表現を変更するところが出てくるかもしれませんので、御承知おきください。

最後に、そのページの下「(3) その他の課題」でございますが、最後の二つのパラグラフの順番を入れ替えました。

後ろから2つ目のポツの不動産の無償取得という言葉はわかりにくいのではないかという御意見をいただいたところでございますが、昨年度答申におきましても、委員の皆様から御意見を踏まえて工夫に工夫を重ねて表現した部分でございますので、ままとさせていただきますと存じます。

本文の後ろには参考資料を付けてございます。今回初めてお示ししたものでございます。

中間報告（案）の内容の説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、このお手元の資料にある中間報告（案）について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。前回と同様に、大きく三つに区切って御意見をいただければと思えます。

まず、「はじめに」は今回お示ししたものでございますから、これについてももちろん含めて、「はじめに」と「Ⅰ 税制の抜本改革に関する当調査会の考え方」につきまして、修正後の案文について御意見をいただければと思えます。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 とりあえずは「Ⅰ」のところだけですね。

【小委員長】 そうです。

【委員】 前回、議論なされたかどうかを忘れてしまって、もしされていたら失礼します。3ページに「地方主権」という言葉が出ているのですけれども、これは何ですかというのが一つです。

二つ目は、3ページ一番下の新しく付け加わっているところのですけれども、自主財源としての地方税の充実の具体的な意味がよくわからない。どういうことなのでしょう。国を無視して地方が勝手に地方税をつくれるということなのでしょう。その辺りがよくわからないということです。

次は、これも前回議論されたことで、受益と負担というのは福祉国家においてはほとんど成り立っていないと思えますけれども、ここはいいです。

5ページ、GDP比の話が書いてあるのですけれども、日本が37%でアメリカが42%、5%程度差があるのですけれども、これをほぼ同程度と言っているのが常識的にどうなのでしょう。

あとは格差拡大のところ、相対的貧困率は格差とは関係ないので、要するに、相対的貧困率が一定であっても格差は拡大することがあるので、これは定義から明らかだと思いますけれども、これは技術上の問題で、誤解されているかなと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

まず、一点目「地方主権」という言葉は、前回の答申でもありましたか。昨年度、たしか総会でこのような議論があったような記憶があるのですけれども、それで入れたのではなかったでしょうか。

【税制調査課長】 昨年度の答申には、地方主権という言葉はないと思います。

【小委員長】 そうですか。今回入れたのですか。

ここは御存じのとおり民主党が地域主権という言葉を使い、しかし、もともとは地方分権という言葉を使っていて、ここでも地方分権という言葉を使っておりますので、確認させていただきます。

自主財源としての地方税の充実と言ったときに、普通、地方財政のテキストなどを見ますと、もちろん、課税自主権という言葉がよく使われるわけです。自主財源という場合にはそれも含んでおりますが、日本で言うと、いわゆる標準税率を引き上げたり、あるいは課税ベースを拡大したりということも自主財源としての地方税の充実に含まれています。そういう意味で、地方税は自主財源の典型であるという位置づけで書かれているのかと思っております。

この点でどうですか。

【委員】 その点なのですけれども、地方が制度上自分で決められないからということですか。地方に勝手に

タックススペースなり何なりを決めさせてほしいということでしょうか。

【小委員長】 課税自主権を拡大しろと言っていることが一つにはありますけれども、それとは別に、例えば標準税率を引き上げることもそれは自主財源だと思います。

【委員】 標準税率は国の制度なので、地方は関係ないと思います。

【小委員長】 でも、国の制度でも地方税ですからね。

【委員】 でも、別に標準税率どおりに課税しなければいけないということではありませんし、標準税率より低い課税をやっているならば地方交付税上不利になりますけれども、それは地方交付税自体がほかのところから財源を持ってきてやるわけですから、税率が低いところに地方交付税をやるというのも変な話で、それは合理性のある制度だと思っているので、そのほかにもどういう意味があるのか。よく言われますけれども、よく考えるとわからない表現が特に地方財政ではいろいろ出てくるので。

ここでも何回も言っていますけれども、地方の課税自主権で税率はかなり動かしていますね。先ほども負担が増えない方向にというお話が出ていましたけれども、そもそも地方自治体が増やすつもりは全くないようなので、そもそもこの表現自体がそれを前提にするとどういう意味を持っているのか非常に変に思っています。よく考えられたほうがいいと思います。

負担を増やすことを前提で議論されているのであれば、そのようにはっきり書くべきだし、国からお金が欲しくて自分のところの負担を増やしたくないというのであれば、それをきちんと書けばいいと思うのです。それに何らかの理由付けがあればいいかなと思います。

【小委員長】 恐らく地方税法だけで地方税が上がるわけではなく、やはり税条例はあるわけです。標準税率の場合であっても2段階の手續を踏んで上がるということがありますので、独自課税ということだけではなくて、地方税全体としての税率を増やしていくことも地方税の充実だという捉え方でここでは書いています。

【委員】 要するに地方の政治的な決定をなくして税率を増やしたいということですか。

【小委員長】 そこでも政治的な決定はあるのではないですか。

【委員】 自分のところで税負担を増やすという政治的決定の権限を地方にくれと言っていることなのですか。ということなのですか。

【小委員長】 地方税法の改正と。

【委員】 では、地方税法をどのように改正するということが入っているのですか。

【小委員長】 今回は例えば地方消費税の税率が上がりますね。あれもその一つに入る。

【委員】 それは改正ではなくて具体的な条項をどうするかということですね。意味がよくわからないのです。地方が独自で地方消費税を決められるようにするということですか。

【小委員長】 今回でも8月の法律の改正で地方税の税率は実質的には1%分のものが2.2%に上がりますね。これも自主財源としての地方税の拡充の一種です。

【委員】 要するに、結局、国に制度上、地方に財源をくれるようにやってくれという話なのではないですか。そこがよくわからないのです。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 私は事務局から事前に何の説明も受けていないし、私の意見として都税調の、この中間報告をまとめる委員の一人としての意見という意味で申し上げます。

この税制改革は、あくまでもこの報告書の中の位置づけでは、国政レベルで議論される税制の抜本改革にかかわる意見という位置づけになっているわけですね。ですから、地方独自にするかしないかは、また次の次元の問題として考えるとしても、少なくとも国政レベルで取り決められる税制改革の内容に関する地方税にまつわる部分については、この方向を打ち出してほしいという要望というか、考え方ということなのだと思います。

小委員長おっしゃるように、方法はいろいろ考えられるだろうと。まさに、地方消費税は少なくとも今の仕組みは、各地方自治体で独自に税率を設定できる税ではありませんので、国の法律である地方税法で規定される税率がその税率になるでしょうし、〇〇委員のおっしゃるように、個人住民税の税率という話になれば、当然、各自治体の条例で決めるということに最終的にはなって、これが実効性を持つわけですから、その意味でそれぞれの自治体が課税をすればよいと。

ただ、今の段階でも、それなりに自由裁量の余地があるという〇〇委員の指摘は私もそのとおりでと思いますし、場合によっては、国政レベルで議論される税制改革において、今のところその兆しはありませんが、ひょっとしたら地方税の充実と反するような取り決めが国の税制改革で行われるだろうということがもしあったとすれば、それに対しては、その方向は違うのではないかと東京都税制調査会では申し述べているという次元の問題をここで書いているのではないですか。

【委員】 わかりました。では、いいですか。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 それでしたら、自主財源としての地方税の充実というわかりにくい言葉を使うのではなくて、地方税収の充実とか単に書けばいいと思います。自立的に行財政運営ができるよう、地方税収の充実を図っていくということだと、今おっしゃっているのは、まさにそういうことですね。自主財源という変な言葉を使うと訳がわからなくなるので、地方税収の充実で私は十分だと思います。それも地方側が求めていることだと思いますので。

【小委員長】 自主財源という言葉は変ではないと思いますが。

【委員】 意味がわかりません。変な修飾語は付けられないほうがいいと思います。特に地方財政を議論している人は変な修飾語をよく使うので。

【小委員長】 地方財政のテキストは全部間違っているということですか。

【委員】 ほとんど間違っていると思います。

【小委員長】 それは困りましたね。その点は表現について検討させていただきます。

【委員】 別に仲裁に入っているわけではないのですが、恐らくおっしゃりたいのは、自主財源という言葉が地方財政の専門用語として固有名詞的に使われているということとの関連でおっしゃりたいのではないかと思います。

【委員】 みんな理解して使っていない。

【委員】 だからこそ多義的に、専門用語として教科書に自主財源とはこういうものであると定義されているような意味での固有名詞的な専門用語としての自主財源という言葉と、一般名詞的に自主財源という言葉から醸し出される意味とが複層的になっているところはあるのではないかと思います。

【小委員長】 地方財政のテキストにそれぞれ定義してあるとは思いますが、それと〇〇委員のイメージされている言葉の意味がどうも違うということはよくわかりました。その扱いについては検討させていただきたいと思います。

37. 1%と42. 2%は違うだろうと、確かに違いますね。ここは数字を書き直します。

【委員】 「5%ほどの開きはあるものの」でいいのではないですか。

【小委員長】 表現をここは修正します。

それから、相対的貧困率ですか。

【委員】 はい。これは格差とは関係ない。

【小委員長】 全体的な格差の傾向と貧困率の上昇とをきちんと区別して考えるという御指摘かと思います。一部修正したのですけれども、さらに定義との関係で表現を考えさせていただきます。

ほかはいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 7ページの上から3行目ですが、社会保険料負担の公平性について検討が必要であるということで、私もこれは今後必要だと思うのですが、東京都税制調査会として来年度、この問題について検討すると理解していいのでしょうか。

もう一点は、10ページの4のポツの3つ目ですが、地方自治体の財源を確保する仕組みについて早急に確立すべきであると書いてあるのですが、これはどういうことを考えておられるのか。現在の地方税法に基づく地方税制では不十分だから、それと異なるもっと新しい仕組みを考えるべきだという意味を持っておられるのかどうか、そここのところを確認したいと思っております。

以上です。

【小委員長】 社会保険料の問題は、実は今年の最初の総会でいろいろ御議論がございまして、社会保険料の問題も取り上げるべきだということでした。小委員会でも一部は取り上げたのですが、なかなか深いところまで入れなかったということがありますので、こういう表現にしております。来年度、この小委員会でこれを深めていくことについて、まだ確定的なことはなかなか申し上げられないのですけれども、来年度の課題を設定する際にそのことは十分考えさせていただきたいと思っております。

もう一つの10ページは、前期に御存じのとおり電気に関する課税についてかなり詳しく検討したわけでありまして、それをいわゆる地方環境税の一つの形として提起したのですけれども、今回はそこまでなかなか入れなかったということがございます。それも一つの候補ですけれども、ただ、地方財源と言って議論するとき、いろいろな考え方があり得るわけで、これは後で譲与税の問題に触れてはいますが、いろいろな地方財源の確保の仕方がございますので、そういうことも含めて、これも来年度以降、より深めて検討すべき問題、課題かと思っております。ここではまだ余り具体的なことは触れていないということです。よろしいでしょうか。

ほかにかがででしょうか。「はじめに」とIにつきましてよろしいでしょうか。

それでは、「II 税制抜本改革のあり方」でございまして、ここにつきましても、幾つか修正を施しておりますけれども、御意見をいただければと思います。

どうぞ。

【委員】 前回欠席しましたので、16～17ページ、低所得者への配慮のところは、確認ですけれども、給付付き税額控除と軽減税率適用は、この場としては両者に対して中立的にコメントしているという認識でよろしいですか。どちらかにウエイトが置かれているということではなくて、バランスをとって記述を修正したということも含めて、どうなのでしょう。

【小委員長】 ここは書かれているとおりののですが、これは読み方ですね。もちろん、人によって捉え方はいろいろあるかと思いますが。ただ、恐らく議論全体の流れとしては、いわゆる軽減税率については、17ページの2つ目のポツの3行目「対象品目の合理的な選択が困難であること」という、ここが一番の問題点ではなからうかと思えます。

給付付き税額控除は、いわゆる低所得者にターゲットを絞って税額控除あるいは還付、定額給付を行うということですので、それは低所得者対策としては非常にストレートなものだけれども、しかし、執行面でどうかということがあるので、確かにどちらにも問題があるという書き方です。ただ、制度の性格としては、後者のほうが低所得者対策としては適合しているという意味で読めるかとは思いますが。

【委員】 私も理論的には給付付き税額控除でやるべきではないかと思っております。けれども、しかし、それがもたらす問題も多く、ここには余り書かれていませんが、恐らく、番号制度を入れたとしても相当な不正受給が発生する。これは恐らくメディアなどでも相当報道されるようになるでしょうし、それはかなり国民の制度に対する信頼をそぐことになるかもしれない。

ただ、諸外国を見ても、イギリスの事例を見ても、だからといって給付付き税額控除を廃止するところまではいかないので、一定程度そういう問題が起きることは予測されるわけです。それに対する国民の許容度がどれぐらいあるかと。制度を入れたとしても、なお難しい面はあると思うのです。その点は、確かに軽減税率はさまざまな問題点を含んでいるにせよ、恐らく不正受給というたぐいの問題は起きないかもしれないということもあり、どちらもどちらと言われればそうなのですが、そういった点を踏まえて、ざっと読んでみると、一貫したニュアンスは余り感じられなかったというか、もしこの場で給付付き税額控除にウエイトを置くという合意があれば、これらの問題を十分認識しているけれども、ストレートに低所得者対策となる給付付き税額控除がいいのではないかという一文を入れておくことは問題ありますか。

【小委員長】 どうでしょうか。この辺りの書き方について、何か御意見ございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今日は〇〇委員がお見えになるといいと思うのだけれども、前回、〇〇委員がこれを御指摘くださいましたね。税率が5%から上がっていくということですが、現段階で15%とか20%にするということではないわけで、それを前提とすると、軽減税率の書き方がどうなのだろうという御意見が出ていたと思うのです。私はそれは賛成だと申し上げたつもりなのです。だから、もう少し現状で軽減税率を適用するような状況かどうかというのを入れたほうがいいような気がするのです。

【小委員長】 それは要するに税率が2桁になってさらに上昇していくということを考えて、そういう状況になっていればともかく、今の段階ではそれはやらなくてもいいという意味でしょうか。

【委員】 そうですね。10%以下の税率段階ではマイナスが多い。〇〇委員も似たようなことをおっしゃっていましたね。

【小委員長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ここについては、〇〇委員が言われたように色々な意見はあるのですが、中間報告（案）であり、中間報告としてはこういう対応をとらなければいけないということで、今後両方考えていかなければいけないぐらいのニュアンスで読み取らせていただいたほうがよいかと思うのです。

【小委員長】 どうもありがとうございます。いかがですか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今後、この案をどういう形で了承まで持っていくかとの関連なのですが、小委員会として預かって議論しているわけで、特別委員の方が来られないという中で議論がなされている。ただ、特別委員の先生方が、ひょっとするとここに何か強いこだわりをお持ちになっておられる可能性も当然考えられることを加味して、つまり、その余地はその余地としてあけておくとしても、そうなると、どちらかという、今のところ給付付き税額控除の書きぶりは大体このぐらいでいいのだけれども、軽減税率の書きぶりは、もう一つだけネガティブなことを入れておいたほうがいいのではないかと。

それは、インボイスを入れないと実現できないけれども、今は我が国ではインボイスの仕組みは入っていないことについてどう考えるのかということは、軽減税率の是非を問う観点からは不可欠な課題ではないかと思えます。

もちろん、それで特段、特別委員の先生方に何も御意見がなければそのまま承していただくということでもいいのかもしれませんが。ただ、もし何か御意見があるとなれば、私は軽減税率については、どちらかというネガティブな意見を持っているわけですが、だから、この修正案で言えば、納税・徴収のコストが増加することの前に「インボイスの導入が不可欠なため」とか、そのような一言を触れていただくといいのかなと思えます。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 その点に関して一つだけ。私も軽減税率はだめだとは思っているのですけれども、もう一つ、給付付き税額控除も貧困対策としてやるのであれば、労働供給が増えて賃金率が減るということで、低所得者対策にはなっていないという議論もあります。だから、公平を期するのであれば、給付付き税額控除にもそういう問題点が既にアメリカで指摘されている。

次に何を考えなければいけないかという、最低賃金との兼ね合いの論点が今できてきている。要するに、給付付き税額控除をやると、労働供給が増えますから、労働市場で供給が増えると、当然賃金が減りますので、低所得者対策としては効果的ではないかもしれないという議論があることは書いたほうがいいかもしれない。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 異議を申し上げるわけではないのですが、確かにそうなのですが、ただ、我が国の給付付き税額控除をどういう目的で導入するかは、必ずしもまだ決定されていないわけです。つまり、いわゆるE I T Cという形で就労支援もかなりのウェイトで給付付き税額控除を導入するという外国の事例を踏まえれば、確かに実績を分析した研究として○○委員がおっしゃるようなことが指摘されているのは、そのとおりだと思います。ただ、純粋に子育て支援を目的とすることに我が国でしたとすれば、つまり、給付付き税額控除をしても、就労に影響を与える意図はない。

【委員】 でも、給付付き税額控除は就労に影響を与えるものだと制度が設計されているのではないですか。

【委員】 ただ、それはそれこそ御専門ですけれども、労働供給の賃金弾力性がどれくらい弾力的かにかかわっているとは思いますが、アメリカでそうだからといって日本でもそうかという疑問はある。

なので、確かにおっしゃっている点はそのとおりだと思うのですが、どこまで自明かという、我が国ではどういう主目的として給付付き税額控除を導入するかがまだ決定していないところはあるので、就労意欲に対する影響をどこまで強調する必要があるのかは、私自身、疑問に思っているところです。

【小委員長】 この書き方なのですが、恐らく○○委員の言われている労働供給を促進するという点については、いわゆるE I T C、勤労税額控除をイメージされて、恐らくアメリカでの議論というのは、そのE I T Cの効果ということで議論されていると思うのです。○○委員もよく御存じのG S Tクレジットがありますね。これはいわゆる就労と関係なしに、とにかく低所得者に配ってしまうわけです。それはそれで違う効果になってくるかと思っております。

【委員】 そういうときは給付付き税額控除と言わないと思います。

【小委員長】 その辺りは呼び方の問題です。

【委員】 だから、先ほどの自主財源云々と同じことなので、どういうことを意図してここで書いているかは明示したほうがいいのではないですか。

【小委員長】 そうですね。カナダにおいてはそれらに加えて低所得者対策が導入される。この書き方は工夫します。就労支援、そしてアメリカ、イギリスと書いてあるので、どうもそこが紛らわしいという面があるかと思えます。

形態として給付付き税額控除が導入されているところをみんな挙げているので、この労働供給の話と切り離して考えられるような表現を考えたいと思います。ありがとうございます。

○○委員、どうぞ。

【委員】 今の話は中間報告を都税調が出したあと、大変大事なところだと思うのですが、その後、我々のこのミッションで話を詰める可能性があるのですか。あるいはともかく何か選択肢だけ、中間報告ですからどうなるかわからないので、ほかの国でこういうことがありますなどを、とりあえず中間報告で示しておくということ

に意味があるのでしょうか。

もう一点、「I」のところで言うべきだったのかもしれないのですけれども、例えば23ページの「加えて」というところで、東京都の高齢者人口が全国平均を上回るペースで増加していくという特徴があるということと、「はじめに」の6ページのところでも下線のところで書かれていることについてです。ここは素朴な質問ですが、これは本当に東京都の特徴といえるのか。東京都として、子育て世代を支援していくとか、いろいろあると思うのですが、全国平均から少しだけオーバーするという感じなのですか。どのぐらいのトーンで、重みをつけるかということですが。

【税制調査課長】 巻末の参考資料の3ページに資料を付けてございます。

【委員】 要するに人口が減っていくから高齢化率が上がっていくという感じですか。世の中に東京都の特徴として発信したときに、全国平均を上回って東京都で高齢者比率が非常に上がるという捉え方をすべきなのかが素朴な疑問としてあったのですが、若干高いからここで言いたいということなののでしょうか。

【税制調査課長】 高齢化率が全国よりも早く上がっていくということと、6ページに書いたのですけれども、東京都の場合は、増える絶対数が数として非常に大きくなるので影響が大きいと考えております。

【委員】 その結果、どのように話が進むのかということはあると思うのですが、全体のトーンとしては、それも一応あるという形で書いておくという程度ですか。どちらかという、ほかの地方でもっとひどいところが山ほどありますが、それに比べて東京都は大丈夫かという、そうでもないという感じですか。

【税制調査課長】 たしか今は、高齢化率も全国より低いですね。これから物すごい勢いで増えていくということを6ページでは強調しているつもりです。

【小委員長】 関連して〇〇委員、どうぞ。

【委員】 書き方なのですが、多分将来予測の話だと思うのです。東京都さんにとって重要だと思うので、資料のところ、都道府県別に将来どのように高齢化率が変わっていくかをわかりやすく将来予測の数字を提示されていますが。

【小委員長】 関連して、〇〇委員から発言をお願いします。

【委員】 私は東京の自治のあり方研究会の委員なので申し上げますと、これは東京都だけの推計で、もう少ししたら、国立社会保障・人口問題研究所が都道府県別に将来推計人口を出してくると思うのですが、今の時点では、平成24年1月推計の全国ベースでの日本の将来推計人口と平仄の合った都道府県別の人口推計は出ていないのです。一つ前のバージョンの都道府県別の人口推計は社人研からは出ているのですけれども。

【委員】 一つ前を見て私もびっくりしたことがあるのです。

【委員】 ただ、この参考資料の3ページの下の東京の自治のあり方研究会で出てきた資料は、東京都独自の推計なので、それと古いバージョンの社人研が出している都道府県別の将来推計人口とが、情報の新旧があるので、どこまで整合的に示し得るかというところで微妙な感じがするのです。

【委員】 社人研の古いものを使っても同じことは言えるのではないですか。

【委員】 傾向としてはそうだと思うのですが、ただ、東京のほうは更新してあるので、これはオリジナルというか、最近の足元の2005～2010年ぐらいの動きを踏まえたものなので、その部分は若干の食い違いが出てくるかもしれません。

【委員】 そうしたら、社人研の数字とは、コンシステントな数字は出ていないということですか。傾向としても違うのですか。傾向として同じであれば別に問題ない気がする。違う年数だから、数字が違うのは当たり前なので。

【小委員長】 ありがとうございました。

この参考資料の3ページは、当然のことながら、上の全国の数字には東京都も含まれていますので、ここから

東京都を仮に抜くことができれば、東京とほかの道府県がどう違うのかわかると思います。今の段階ではそれはできないことになりますと、これの前の推計を使ってそういうことをやってみた上で、3ページの下のほうは、まさに先ほどの話ではないですけれども、自主事業といいますか、独自の推計でやっているの、それはそれで重要だということになれば両方並べてもいいと思います。そこは工夫させていただきたいと思います。ありがとうございます。

いずれにしても、高齢者人口も上のグラフを見ると、全国合計では2040年辺りがピークになって後は減り始めているのですけれども、東京都は2050年まで増えていくというところがあります。高齢化率も2080年ぐらいからは東京都が全国平均よりも高くなるということは、ほかの道府県と比べればもっと差は広がることになります。その辺りがうまく出るように資料を工夫させていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 先ほどの17ページの軽減税率のお話、〇〇委員がおっしゃったようにインボイスの問題が特にありますから、インボイスの問題は納税・徴収コストの増加になるわけなので、その前に「インボイスの導入」などと入れたほうがわかりいいし、説得力があるかなと思います。

申し上げたいのは、19ページ、前回、地方自治体が自ら地方消費税を賦課徴収するという御意見があるということについて、賦課ということになるのですかというお話をしました。今の地方消費税は国が地方に代わって賦課徴収する話で、課税標準は国の課税標準を用いて、1枚の申告書に4%と1%を分けて申告する。地方税なのに全く国がやっているということですから、今の仕組みはそのとおりなのですが、ここで言いたいのは、地方税である以上、地方自治体が自ら関わるというときに、賦課徴収ですかということを申し上げたわけで、それは賦課徴収ではないのではないかと。新しい制度を構築しようと提言するならば賦課徴収はいかがなものかなということをおっしゃったということですか。

ですから、仕組みとしては賦課課税ではない、地方自治体が地方消費税を自主課税するとして、賦課課税ではなく申告納税は無理でしょうという意味です。

【小委員長】 ここは、制度の実態としてはこのとおりなのですが、これを提言に持っていくところで、確かに中間報告の段階で積極的なところは検討する必要があるということですが、余りに積極的なところまで提言しているということですか。

【委員】 そういう意味ではないです。地方自治体が自ら賦課徴収すべきと書いてあるけれども、自ら徴収すべきであるということでは十分ではないかと言っているのです。課税の方式を賦課課税と限定することはないのです。もしそういうことをおっしゃるならば、「徴収すべき」で十分ではないですか。賦課課税でない方法は、地方自治体ができますかという話です。ですから、「徴収すべき」程度でここはいいのではないかと思います。

【小委員長】 ここについても表現を工夫させていただきます。ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ほかの論点で申し上げたいと思います。

【小委員長】 どうぞ。

【委員】 16ページの景気条項のところですが、私も前回、少しここで意見を言わせていただきましたけれども、もちろん、一体改革関連法の中での条文の解釈は本当に定まっているのか若干微妙なところはありますが、少なくとも政府ないしは国会答弁でのニュアンスを私なりに理解するところでは、まさに条文で書いてある、平成23年度から32年度までの平均における名目経済成長率3%程度、かつ実質経済成長率2%程度を目指したという話が付いているということで、消費税率を引き上げる前に景気状況を好転させることを条件とするというニュアンスではあるのだけれども、それが成し遂げられなければ増税はしないと決定づけている条文ではないと

私は理解しています。

そこで16ページの景気条項の2つ目のポツの書きぶりなのですが、東京都税制調査会から発信されるということで、揚げ足をとられることがないようにという意味なのですが、極端に言えば、今の案文ですと、経済状況の好転を前提にするとともにと言っていて、東京都税制調査会は前提とすることを求めていると、どこかの政党なり政治家にこの文案をつままれて、東京都はこう言っているのではないかと、だから、さっさと消費税率を上げるをやめると間違っただけではいかげんものかなど。

ただ、景気がどん底になっているような状況でやれと言いたいわけでもないわけですから、私は前回もそういうつもりで申し上げたのですが、前提という言葉が気になるということですので、経済状況の好転をにらみつつとか、必ずしも経済状況が好転しないと上げてはいけないとは捉えられないけれども、経済状況の好転は当然気にしていただきたいというニュアンスで捉えられる文章にさせていただけるといいと思います。ですので、提案としては、「経済状況の好転をにらみつつ」という書きぶりに改めるというのはいかがでしょうか。

それが一点で、もう一点は20ページですけれども、確かに私が申し上げたとおりに改めていただいたことにはお礼を申し上げたいと思いますが、ただ、少し気になったのは、20ページの3つ目のポツのところ、法人課税の話が続いている中で、「活力ある経済社会を目指して」と突然ここで入ってしまうと、いかにも接ぎ木的という感じがにじみ出てしまうので、もう少し、このポツの書き出しを、私も案文が今ぱつとは思いつかないのですが、願わくは他の前後となじむような書き出しにさせていただけるとありがたい。

同じ20ページの4つ目のポツですけれども、「地方自治体の基幹税の一つとして維持すべきである」という言葉ですが、昨年の答申より一歩踏み込んでいる感じがあって、確かにこの税目をなくすことは直ちには困るというのはわかるのですが、引き続き基幹税たりえるのか。地方消費税もこれから都道府県税制の中でウエイトが増してくる、地方消費税率が上がってくるということです。基幹税をどういう意味で基幹税と呼ぶかにもかかわってきますけれども、税収に占める構成比においても、引き続き大きな構成比を占めるべきであるというニュアンスの基幹税であると、これはさすがにそう簡単に維持できるものではないと思うわけです。これは、法人課税の軽減を求める圧力もあるでしょうし、さらにはタックスプランニングとかいろいろな意味で、容易に税率を維持したとしても税収が入ってこないという可能性もあるかもしれませんし、グローバル化の中でまかり間違っただけで東京が衰退するなどということになれば、当然ながら税収に占める法人課税の割合は下がってしまわざるを得ないこともあり得るので、維持すべきであるまで言い切ってしまうと、いろいろな意味で困難にも直面することも考えると、なかなか強い表現になってしまっているのではないかと。

昨年の案文だと、基幹税の一つとして役割を果たしていくことが適当であるという、もう少しやわらかい表現になっているので、維持すべきであるまで言ってしまうと、なかなか強い言いぶりだという感じがします。そこは確かに、なぜこう書いているかという事務局案のニュアンスがわからないでもないのは、当然ながら法人事業税のことが頭にあるからですけれども、法人事業税を維持する、元に戻せという意味で維持すべきということと、法人二税を基幹税として維持するということとは微妙に内容が異なっているところがあるのではないかと思いますので、少しここは書きぶりを工夫する必要があるのではないかと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。幾つかございました。

最初の景気条項、経済状況の好転を前提にするという点。前提にするというよりは「にらみつつ」の方が適切ではないかという御意見かと思えます。ここは表現として「にらみつつ」とか「勘案しつつ」という表現に直すという御提案かと思えます。ここはいかがでしょうか。それでよろしければ、具体的な修正案についてはこちらにお任せいただきたいと思います。

20ページの「活力ある経済社会を目指して」というのは唐突であるということで、この書き出しを少し工夫したらどうかということでございます。この辺りを工夫させていただきます。

もう一点の「維持すべきである」というところを、前年度の答申の表現に合わせたらどうかということについて、〇〇委員から何か御意見ありますか。

【委員】 事実として高いシェアを占めているかどうかという問題と、東京都が基幹税として位置づけたいという政治的な意思の表れかもしれませんので、その辺りはどちらなのかなという質問です。

【小委員長】 昨年度の答申は、確かに26ページの一番下のところで、基幹税の一つとして役割を果たすことが適当であると書いてあります。

【税制調査課長】 昨年度答申の15ページでも触れています。地方消費税・消費税の上のところですよ。

【小委員長】 「地方自治体の基幹税として維持していくことが適当である。」いろいろなところでいろいろな表現を使っていますので、そういう意味では意思の表れというのはそのとおりでいいと思います。今回、どういう表現を使うかについて〇〇委員の御意見がございましたので、会長と私で引き取らせていただいて表現を考えさせていただきたいと思います。

ちなみに、一点だけ確認しておきますけれども、今、出している中間報告(案)というのは事務局案というわけではありません。私が調整したものですので、そこはお間違えないようお願いいたします。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 昨年の、「基幹税として維持していくことが適当である」というのは皆さんで決めた文言なのだけれども、維持すべきであるという「べき」が強いという話なのでしょう。私はそういうことでしたら、昨年のおりにしていただきたいなという個人的な意見があります。お答えはいいです。

【小委員長】 ありがとうございます。調整させていただきます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 別の箇所になりますけれども、20ページなのですが、ここで自動車取得税の話が出てくるのですが、これは一体改革関連法においてグリーン化の観点から見直しを行うとされたという引用がありますので、恐らく関連法において取得税に言及があったために出てきているのだと思いますが、今、一般的に自動車取得税だけではなくて重量税、自動車税を含めて撤廃あるいは大幅な軽減が求められているところなので、文脈上、取得税のみを取り上げられたのかもしませんが、本来的には別に書き直しか加筆をお願いするということではないのですが、恐らく東京都として、自動車税も重要な都道府県税でもありますし、取得税もそうですが、それに対してどういう考え方でいくのかということについては議論も必要なことなので、いずれスタンスをはっきりさせる必要があると思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

前期、〇〇委員に分科会長を務めていただいて、環境関連税制について御議論いただきました。今回はそういった形での深い検討を行っておりませんので、環境関連税制につきましては、今、自動車関連税制についての見直しがテーマになってきていることはそのとおりでございますので、これも来年度は改めて取り上げるということになるかと思えます。

ただ、確かに自動車取得税のことで書いてありますけれども、自動車税なり燃料課税であるとか、そういったことが重要であることはそのとおりですので、引き続き取り上げさせていただきます。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。それでは、Ⅲ番に行ってよろしいでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 21ページの「個人住民税の税率については」という文言のところの2行目で、これは法律上そうなっているのですが、「一の税率でなければならないとされており」というのは、この文章だけ読まれた方はわからないので、ここは少し工夫をしていただいたほうがいいかと思えます。

【小委員長】 条文にこう書いてあるのだと思うのですがけれども、確かに読んだ人にわかりにくいと言われる

ところもありますので、工夫させていただきます。ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 昨年の答申を読んでふと思ったことを一言だけ申し上げると、今年の案文の20ページの「活力ある経済社会を目指して」というポツのところの最後は、「魅力豊かな都市づくりをすることである」という話なのですが、それと同じ文章が昨年の答申の26ページにありまして、最後、先ほど私が申し上げさせていただいた地方の基幹税の一つという話につながってくるのです。昨年の答申は、26ページ、魅力豊かな都市づくりという話と基幹税の一つという話の間に、諸外国の税制の動向を見極めつつも法人に応分の負担を求めることが必要であるということが書いてあって、これはぜひ今年度の中間報告にも採用していただきたいなと思うので、お願いいたします。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 先ほどの〇〇委員の個人住民税の件で、私は勉強不足で教えていただきたいのですが、地方は、所得控除は独自には設定できないのですか。

【小委員長】 基礎控除や配偶者控除ですか。

【委員】 はい。

【小委員長】 変えられませんね。

【委員】 わかりました。それだけで、もうこれ以上、言うことはないです。

【小委員長】 〇〇委員からお話ありがとうございました、前期の答申の26ページの(4)の表現を生かして全体を組み立ててもらいたいという御要望かと思っておりますので、会長と私で調整させていただきます。ありがとうございました。

それでは、Ⅲに行きます。29ページからです。その他の検討事項でございますけれども、ここについていかがでしょうか。御意見をいただければ。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 これも前回お休みしたので、初めてコメントさせていただきます。

こういう形で徴税実務と番号制度、租税教育というテーマが入ったのは初めてですか。大変意義深いと思いました。ぜひこういうことが税制の企画などで、税制、税率や租税構造についてだけではなくて、こういった基盤となる制度、仕組みについても確かに都税調の議論のテーマに乗せると非常にいいと思いました。

あと質問を含めてコメントですけれども、30ページの最初のポツでカナダの話が出てきて、結局、地方消費税だけれども、実際には連邦と州の間での役割分担としては、賦課徴収は連邦政府に委任することで徴税技術上の実務の効率化が図られているというあたりは、19ページの地方消費税だけれども、実際には賦課徴収は国が実行することで効率的なものだと判断される。もちろん、地方自治体の賦課徴収がより積極的な役割を担うことも考えないではないということなので、ここは符合しているのかなということで、多分〇〇先生や総務省などが検討されている、地方消費税の徴税実務を自治体として担うということの意味については、あまり都税調の場としては認識していないという結論でよろしいのでしょうか。私は特にこだわりがあるわけではないのですが、そういうことでよろしいのでしょうかということです。

あと重要なこととして、なるほどと思ったのですが、30ページの徴税実務のすぐ下、民間事業者への委託がアメリカで行われている。確かに指摘されている個人情報とか事業の情報などが漏れてしまうと非常に大きな問題でもあります。委託をすることの効率化とどうバランスをとっていくべきかということです。それと同時に、ここに書かれていないこととしては、徴収を中に抱え込んでいくことは税制の企画立案と相互作用があるのではないかと思うのです。人材育成とか、徴税プロセスで現れてくるさまざまな問題を今度は企画のほうに反映させていくとか。なので、民間に簡単に委託してしまっているのかなという気もするところでもあります。

次の点ですけれども、現金収入が少なくても土地や住宅などの資産を持つ者の経済力が公平に図られるよう、次の(2)で述べる番号制度の有効活用や判断基準についても検討を進めていく必要がある。これは社会経済構造がだんだん高齢化していき現役を引退されて資産は持っている方々が増えることを恐らく念頭に置かれている文章で、全くそのとおり、社会経済構造の変化を反映した形でやっていかないといけないということです。

(2)の番号制度が仮に導入されたときに、フローとしての所得情報とストックとしての資産情報は両方個人の番号のもとにうまく統合され、ここで想定されているような活用が本当にできる制度インフラになるのかどうか私もわからないので、この点、そうでないという結論は書けないはずですので、確認をさせていただきたいということでもあります。

租税教育については32ページあたりの記述、これまでの租税教育が、どちらかといえば税はきちんと納めないといけないという上からの教育だったのに対して、納税者の観点からやるべきだと。これまで税金に関して上から取り上げられるものという観念だったのが、自分たちでなぜ税を納めているのかということに関して、歳出とセットで考えていくという意識を涵養していく。これまで自民党政権のもとで地方に公共事業が回っていく中で、都市民としてはなかなか自分たちが払った税金がこちらへ回ってきているという実感がなかったことが非常に強い反税意識だったのかもしれない。そういう意味では、今回の一体改革はそこを大きく是正していく可能性があるわけですし、そういった点も含めて、自分たちが納める税なのだ、積極的に納めていくのだという議論を起こしていく必要性はそのとおりだなと思います。

最後の点ですけれども、これからの固定資産税制の(2)でまちづくりを取り上げている中で、租税特別措置といいますが、税制優遇措置に関する言及があります。その結論部として36ページの「(3)その他の課題」の直前のところでまとめが書かれてあります。ここはこういうテーマについてのみ書かれてあるのですが、恐らく税制のテーマで少しマイナーなので、あまり租税特別措置について体系的に都税調の場で議論したことはなかったと思うのですが、実は結構やられているのではないかと思います。神奈川県地方税制等研究会があるのですが、そこで議論していてもさまざまなものが入っていきますし、県レベルで独自にやっているものもごさいます。そういったものの効果の検証とか、レビューとか見直しが意外に行われてなくて、こういったことについて、例えば税収ロスがどれくらいあるのか。あまりにも政策に偏重しすぎて公平性を欠いていないか。逆に、かなりこれは効果があって、非常に有意義なものをもたらしたというような知見が体系的に積み重ねられている感じかしないのです。ですので、これからということで、加筆修正を求めるものではないのですけれども、租税特別措置についても一定程度、一節を設けて、常にレビューし、改廃あるいは新設についての議論をしていく必要があるのかなと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

一つ一つ見ますと、30ページで、まず地方消費税の賦課徴収、先ほども御議論がございました。これについて地方の徴収を独自徴収という形でやっていくのかということについて、確かにそういう研究がなされていることは承知しておりますが、そこまでそれを意識して書いたつもりはございません。もちろん、そういう研究が現実に制度として可能な段階まで深まってくれば、ということになると思いますが、ここではまだそこまで意識してはおりません。

民間委託のことは、一昨年度、ここでいろいろと議論がありました。それを踏まえて、いわゆるコンビニエンスストアでの守秘義務の問題であるとか、あるいはアルバイトの人に電話をかけさせていいのかとか、そういう議論があったかと思いますが、そこを踏まえてここでは書かれています。

現金収入が少なくても資産を持っていることがあるというのは、今年もそういう議論がございましたので、それを踏まえてここに書かせていただいたということでもあります。

租税教育については、要望といいますか、今後どう取り扱っていくか、どういうふうに活かせるかわかりませんが、考えさせていただきます。

固定資産税で、いわゆる租税特別措置、軽減措置について定期的に検証が必要であるということですが、今後深く検討していくかどうかは次年度の課題になりますけれども、それをどういう形でできるのか、やるかやらないかについては、次年度の課題設定の際に考えさせていただきます。ここはいろいろと議論があるところかと思っております。

〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** 直接関係はないのですけれども、同じ箇所です。36ページの固定資産税及びその軽減措置に関連するところです。昨年度の答申は70ページで、先ほどの事務局の説明によると、特別委員の御意見等が総会であって、軽減措置に関する積極的な意見は35ページ以降、積極的に書かれています。私もかねがねこの小委員会等々でも述べさせていただいているように、むしろ耐震化、不燃化に対する取組は基準を満たしていない住宅に対して税率を引き上げるとか、軽減措置を縮小して、できるだけ早期に税負担を逃れたいがゆえに、基準を満たしていない住宅を取り壊すというインセンティブの与え方があるのではないかと申し上げておりましたが、トーンがかなり下がってはいるものの、36ページの一つ目のポツのところの前半部分には一応生き残っていて、そういう意見があるということなのだろうと思っております。

これ以上、もっと強調してほしいとまでは言わないとしても、一つだけこの部分で改めていただきたいと思うのは、一つ目のポツの3行目の終わりで「しかしながら」と書いてあるところですが、昨年度の答申の70ページには「一方」というふうに、どちらかというニュートラルに書いてあるので、「しかしながら」と言われると、意見は紹介しているけれども、否定されているかのような感じがするので、「一方」とすると去年の答申並みの書きぶりになるのかなと。

もちろん、慎重な検討が求められると締めくくっているのも去年の答申と同じことなので、全体を読めば何を言っているかはわかるのかもしれませんが、それが一点。

続いて、今の話を含めて、36ページの2つ目のポツで、先ほど〇〇委員からも話がありましたように、軽減措置については十分検証が必要だということはそのとおりだと思います。そこで検証項目と思われるものが列挙されているのですが、政策効果は冒頭にありますけれども、せっかく昨年度の答申で盛り込んでいただいたので、インセンティブという言葉をやめてこの文言の中に入れていただきたい。そういうことで、どこの部分に入れるかというのは、最終的には小委員長、会長にお任せいたしますけれども、修正案ということで提示させていただけるならば、「政策効果と公平性とのバランスや、より有効な」の間に、「人々の行動に与えるインセンティブ、」という感じで、検証対象とする内容についての列挙の一つとして挙げていただけるとありがたいと思っております。以上です。

**【小委員長】** ありがとうございます。表現はなかなか難しいわけですが、御趣旨はよくわかりましたので。

36ページの最初のポツ、2つ目のポツ、それぞれいただいた意見を踏まえて修正案に活かしたいと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

では、よろしければ、いただいた御意見を踏まえて、この中間報告（案）を小委員会案という形にまとめる作業を行わせていただきたいと思います。この案文の修正につきましては、会長と私にお任せいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

**【小委員長】** ありがとうございます。皆様の御了解をいただきましたので、修正を行った上で、中間報告（案）として総会の審議にかけさせていただきます。

それでは、本日の議事を終了いたします。  
お忙しい中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。  
これもちまして、第5回小委員会を閉会させていただきます。

— 了 —